

事務所だより

第11号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険の給付いろいろ - 第3回 -

入院時食事療養費と 入院時生活療養費

入院したとき の食事は

入院したときも、健康保険証を提示して一定の金額を負担することになります。この負担額のことを「食事療養標準負担額」といい、四段階に区分されています（図参照）。住民税非課税世帯、標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護者となる世帯の方、市町村民税の非課税世帯に属して、所得が

一定基準に満たない方（70才以上の高齢受給者に限ります）を対象に、一定額を軽減しています。

なお以前は、一日単位で負担していましたが、現在は一食単位で負担することになっています。

現物給付と 現金給付の違い

医療機関は、入院時の食事を私たちが支払う「食事療養標準負担額」だけでは提供することができません。実際には、厚生労働大臣が定めた基準額で提供しています。

基準額から負担額を控除した額を



「入院時食事療養費」といいます。

この「入院時食事療養費」は、食事として現物（料理されたもの）を受け取っています。このシステムを「現物給付」といいます。

一方、費用を先に全額支払い後に、保険者へ申請して返金の手続きをする場合には「現金給付」になります。

“物”ではなく“金”でやり取りをするからです。

療養病床（主として長期療養を必要とする患者のための病床）に長期間入院される65歳以上の方は、食費と居住費として一定額を負担します。

介護保険施設に入所する高齢者等は居住費や食費を負担しているため、その均衡の観点から制度化されました。

介護保険との均衡性

「入院時食事療養費」と同様に、生活療養に必要な費用を「入院時生活療養費」として現物支給されます。ただし、介護保険で給付がなされる場合には、介護保険が優先されます。

* 次回は、療養費について掲載いたします。

一般の方	1食につき	260円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が90日以内のとき	1食につき	210円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が90日超のとき	1食につき	160円
住民税非課税世帯に属し、 かつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	1食につき	100円

食事療養標準負担額

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。お客様の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

24時間受付(※)
しています

★ ★ 行く時間がない方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

「ねんきん」無料
相談を始めました

(※) 受付のみとさせていただきます。回答は、受付日の翌々営業日となります。

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。年金事務所や年金相談センター

適正な労働時間管理を！

◆労働時間把握のための基準とは

労働基準法により、使用者は労働時間を適切に管理しなければなりません。しかし残念なことに、一部の事業場においては、労働時間把握の自己申告制を不適正に運用することで、労働時間の把握がいまいとなつています。その結果、割増賃金の未払いや過重な長時間労働などの問題が生じています。

厚生労働省は平成13年4月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定し、使用者に労働時間を管理する責務あることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を示しています。しかし、現在もなお十分な運用がなされていない事業場が存在しています。

◆対象事業場と対象労働者

本基準での対象事業場とは、労働基準法のうち労働時間に

係る規定が適用されるすべての事業場をいいます。

また、本基準に基づいて使用者が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、いわゆる管理監督者及びみなし労働時間制が適用される労働者を除くすべての労働者を行います。

しかし、本基準で除外される労働者についても、健康確保を図る必要性から、使用者が適正な労働時間管理を行わなければならないとされています。

◆まずは「出・退勤時間」の適正な記録から

使用者は、労働時間を適正に管理するために、労働者の労働日ごとの始業と終業の時刻を確認して記録しなければなりません。その確認および記録の方法は、原則として次のいずれかの方法によることとしていいます。

- ア. 使用者が自ら現認する。
- イ. タイムカード等の客観的な記録を基礎とする。

しかし、アやイの例外として、自己申告制を認めており、この場合には、使用者は次の

措置を講じなければなりません。

- ア. 自己申告制を導入する前に、対象となる労働者へ労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ. 自己申告により把握した労働時間が、実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。
- ウ. 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じてはならない。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額支払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告の阻害要因となっていないかを確認し、これらが要因となっている場合においては、改善のための措置を講じること。

◆適正な記録の保存も重要

労働時間を適正に記録した

書類は、労働基準法第109条に基づき、3年間保存します。

これらの記録は、労働基準監督署の調査で必ず確認されることがあることを忘れてはいけません。万一、書類が欠落していたり、書類内容に不備がある場合には、「是正勧告書」または「指導票」が交付されます。監督署に指定期日まで指摘事項を改善し、報告書を提出することになります。

このように、監督署からの指摘を受けて慌てて対処するのではなく、常に労働時間管理の現状を把握し、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うことで、トラブル防止に向けた労働管理を心掛けましょう。

四月の労務手続
提出先・納付先

- 10日 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 「公共職業安定所」
- 30日 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
- 「労働基準監督署」

預金管理状況報告の提出

「労働基準監督署」
労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、1月～3月分）
「労働基準監督署」
健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「社会保険事務所」
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

桜の開花とともに、春の訪れを感じるようになりました。京都は随所で桜を眺めることができるため、とても身近な樹木に感じます。この時期ぐらいいは、何事においても桜を愛でるぐらいの気持ちのゆとりがほしいですね。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com